

早期出荷米の放射性物質検査実施要領 (事前出荷制限区域以外の区域)

1 目的

本県で早く収穫される米（以下「早期出荷米」という。）について、出荷・販売の可否を判断し、安全性を確保するため、モニタリング検査実施要領に定めるもののほか、本要領により放射性物質の検査を実施する。

2 早期出荷米の定義

県内で栽培された平成24年産米であり、次の要件を全て満たすもの。

- (1) 同一市町村内で一般的に栽培されている稲と品種が異なるか、または、栽培方法（田植時期・収穫時期）が明らかに早いなど、一般の米と区分されて流通・管理される米。
- (2) 9月10日までに農産物検査を受ける米。
- (3) 原則として、前年までに9月10日以前に農産物検査を受けた実績のある品種。

3 対象地域

検査の対象は、24年産稲を作付けした地域のうち、平成24年7月26日付けで原子力災害対策本部長より「平成24年産米の事前出荷制限区域等における福島県管理計画」に基づき管理される指示があった区域を除いた地域とする。

4 調査対象

調査は、早期出荷米を生産する農業者又はその出荷・販売事業者からの申請により、農林事務所が指定した早期出荷米の栽培ほ場（以下「指定ほ場」という。）から生産される米を対象とする。

5 ほ場の指定

(1) 指定申請

ほ場の指定を受けようとする農業者又は出荷・販売事業者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式1）に早期出荷米指定ほ場一覧（様式1-2）と各ほ場の位置図を添付し市町村を經由して農林事務所へ提出する。

なお、出荷・販売事業者が申請する場合には、早期出荷米指定ほ場一覧（様式1-2）を旧市町村ごとに作成する。また、出荷・販売事業者が市町村をまたがって申請する場合は、それぞれの市町村に申請する。

市町村は、送付書（様式2）を作成し、農業者からの申請書及び位置図を取りまとめて添付し、8月14日（火）までに農林事務所へ送付する。

(2) ほ場確認と指定

ア ほ場の確認

農林事務所は、市町村や関係団体の協力を得て、申請があったほ場の確認を行う。この際、収穫・乾燥・調製方法を確認する。

申請者は、農林事務所から要請があった場合、ほ場の確認に立ち会うものとする。

イ ほ場の指定

農林事務所は、ほ場確認の結果、申請内容に誤りが無く、指定ほ場の管理が適切に行われると考えられる場合には、指定ほ場標識（様式3）を設置し、写真記録を行うとともに、指定ほ場として決定し、市町村を經由して申請者に指定を通知（様式4、様式4-1）する。

ウ 指定ほ場の報告

農林事務所は、イにより指定したほ場について、指定ほ場報告書（様式5、様式1）により水田畑作課に報告する。

(3) 申請者の責務

ア 指定ほ場標識の掲示

申請者は、指定ほ場の収穫が終了するまで、指定ほ場標識を設置しておくこととする。

イ 玄米の調製

申請者は、指定されたほ場で収穫・乾燥し、玄米（水分含量15.0%以下）を調製する。

6 放射性物質検査

(1) 生産量の確認と調査点数の把握

検査は、全袋検査機を使用し、全量全袋検査を実施することとし、農林事務所は、申請者ごとに生産量を確認し、全ての米袋にバーコードを貼付する。また、市町村やJA、集荷業者等と調整し全袋検査を行う月日、場所を決定する。

(2) 検査場所への米袋の搬入

農林事務所は、申請者のほか、市町村、JA、集荷団体の協力の下、米袋を検査場所へ搬入するよう指示する。

(3) 検査方法

農林事務所は、指定された調査日に検査場所で検査に立ち会い、手順書に基づき適切な検査が行われることを確認する。スクリーニングレベルを超えた米袋については、サンプルリストを作成後、農林事務所がサンプルを採取し、農業総合センターに搬入し、ゲルマニウム検出器で検査を行う。なお、検査の結果、基準値以下であった米袋には検査済みシールを貼付し、旧市町村ごとに早期出荷米の出荷が可能となるまで、適切に管理するよう指示する。

(4) 検査結果の確認

農林事務所は、検査終了後ただちにスクリーニングレベル以下の袋数及びスクリーニングレベルを超えた袋数を確認し、様式6により水田畑作課に報告する。

(5) 検査結果の取扱い

ア 基準値以下であった場合

検査の結果、旧市町村単位の検査が終了し、全ての米袋が基準値以下であった場合は、当該指定ほ場の米の出荷を可能とする。

イ 基準値を超過した場合

検査の結果、基準値を超えた場合は、原子力災害対策本部長の指示に基づき、県は市町村長に対し、当該指定ほ場がある旧市町村（又は市町村）の区域で、当該ほ場で生産される米以外の米も含め、出荷制限を要請する。

なお、市町村及び集荷団体等は、当該指定ほ場がある旧市町村の米が市場に流通しないよう適切に管理するものとする。

7 出荷制限の一部解除

市町村は、出荷制限の一部解除を希望する場合、出荷制限区域の米の全量を把握して管理台帳を作成し、管理計画とともに県に提出する。

県は、当該区域の米の全量が把握され、管理計画に基づき全量全袋検査が可能と判断した場合、県の管理計画を作成し、県知事から原子力災害対策本部長あてに出荷制限の一部解除の申請を行う。

8 その他

この要領に定めるもののほか、調査の実施について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月31日から施行する。